

篠木四ツ谷土地区画整理事業の換地処分に伴う
住所変更手続き一覧

平成25年8月
春日井市

住所変更の手続き一覧

1 春日井市が窓口となる主なもの

	この制度の	変更欄	問合せ先	手続きや対応
住民登録・戸籍・印鑑登録	住民票	住所欄 (本籍欄)	市民課 0568-85-6136	新しい住所と本籍に変更します。 (特に手続きは必要ありません。)
	戸籍簿			
	印鑑登録			
	住民基本台帳カード (写真付きの方のみ)			市役所市民課または出張所で新しい住所に修正します。ご本人が住民基本台帳カードをご持参ください。
	在留カード 特別永住者証明書			市役所市民課で新しい住所を裏書しますので、お時間のある時に市民課までお越しください。
	公的個人認証 (電子証明書)			手続きの必要はありません。 現在の有効期限のまま3年間有効です。
国民健康保険 後期高齢者医療	国民健康保険被保険者証	住所欄	保険医療年金課 保険担当 0568-85-6156	保険証等は現在お持ちのものを引き続きご使用いただけます。新しい住所が記載された保険証等への差替えをご希望の場合は、保険医療年金課までお電話いただくか、お時間のあるときにお越しください。
	国民健康保険高齢受給者証			
	国民健康保険限度額認定証			
	後期高齢者医療被保険者証		保険医療年金課 後期高齢者医療保険担当 0568-85-6366	新しい住所に変更し送付します。古い物は破棄してください。
	限度額適用・標準負担額減額認定証等(後期高齢者医療)		保険医療年金課 福祉医療担当 0568-85-6194	各受給者証は現在お持ちのものを引き続きご使用いただけます。新しい住所が記載された受給者証への差替えをご希望の場合は、保険医療年金課までお電話いただくか、お時間のあるときにお越しください。
	障がい者医療費受給者証			
	子ども医療費受給者証			
	母子家庭等医療費受給者証			
後期高齢者福祉医療費受給者証				
介護保険	介護保険被保険者証	住所欄	介護保険課 0568-85-6182	新しい住所に変更しますのでお時間のある時に介護保険課までお越しください。
	介護保険負担限度額認定証			
	社会福祉法人等利用者負担軽減確認証			
	訪問介護利用者負担額減額認定証			
福祉	障がい者手帳 (身体・療育・精神)	住所欄	障がい福祉課 0568-85-6186	新しい住所に変更しますのでお時間のある時に障がい福祉課までお越しください。
	自立支援医療 (精神・更生・育成)受給者証			
	障がい福祉サービス受給者証			
	地域生活支援事業受給者証			
	特別児童扶養手当証書			
	シルバー優待証明カード		高齢福祉課 0568-85-6176	ご自分で住所の記載を訂正してください。

2 春日井市以外が窓口となるもの

	こういうことは・だれが	どこへ	いつ	なにをもっていく・どうする
不動産登記	土地登記事項の表題部	区画整理による町名地番変更に伴い、春日井市が区域内の土地と建物の表題部(地番)を法務局で書き換えますので、特に手続きは必要ありません。		
	建物登記事項の表題部			
不動産登記	土地所有者の住所変更登記	名古屋法務局 春日井支局 0568-81-3210 (春日井市外の不動産の場合は管轄の法務局へ)	期限はありません。 ただし、売買等必要が生じる時まで書き換える必要があります。早め手続きを完了することをお勧めします。	<ul style="list-style-type: none"> ・登記申請書(※) ・町名地番変更証明書(都市政策課発行) ・印鑑(認印でも可) ・委任状(代理申請の場合) 換地処分から数カ月間は土地区画整理登記により登記閉鎖となりますので、不動産登記の手続きは登記閉鎖解除後をお願い致します。
	建物所有者の住所変更登記			
商業・法人登記	本店・支店の所在地変更登記 法人代表者の住所変更登記	名古屋法務局 (名古屋市中区) 052-952-8111	(本店所在地) 変更後2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・登記申請書 ・町名地番変更証明書(都市政策課発行) ・届出印 ・委任状+認印(代理申請の場合)
			(支店所在地) 変更後3週間以内	
社会保険	国民年金の受給者 厚生年金の受給者	日本年金機構 名古屋北年金事務所 052-912-1214	変更後すみやかに	市役所保険医療年金課または名古屋北年金事務所にある「年金受給権者住所・支払機関変更届」(ハガキ)に変更事項をご記入のうえ、名古屋北年金事務所へ送付してください。
	共済年金や各年金基金の受給者	それぞれの機関にお問い合わせをお願いします。		
	国民年金第1号被保険者	特に手続きは必要ありません。		
	厚生年金の加入者 健康保険の加入者	勤務先に	変更後すみやかに	直接お問い合わせください。
	共済組合の加入者	勤務先に	変更後すみやかに	直接お問い合わせください。
免許等	自動車運転免許証	春日井警察署 0568-56-0110	変更後すみやかに	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・町名地番変更のお知らせ(同封のもの) ・本籍の変更について(平成25年9月17日(火)以降市民課送付。なお、区画整理に伴わない変更があった場合は、住民票が必要な場合があります。)
	パスポート	ご自分で所持人記載欄の住所を変更してください。		
	その他許可書等	それぞれの許可権者等へお問い合わせをお願いします。		
ライフライン	中部電力	特に手続きは必要ありません。		
	電話			
	東邦ガス・プロパンガス			
	水道			

	こういうことは・だれが		どこへ	いつ	なにをもっていく・どうする
車検証等	自動車の車検証	自動車をお持ちの方	陸運局小牧支局 050-5540-2046	変更後すみやかに	・申請書(陸運局) ・車検証 ・町名地番変更証明書(都市政策課) ・印鑑 ・委任状(所有者と使用者が異なる場合)
	軽自動車の車検証	軽自動車をお持ちの方	軽自動車検査協会 小牧支所 0568-75-3464	変更後すみやかに	・申請書(検査協会) ・車検証 ・町名地番変更証明書(都市政策課) ・印鑑
金融機関	預金通帳 定期預金証書 預かり資産等	利用している方	各金融機関		機関によって対応が異なりますので、それぞれの機関にお問い合わせをお願いします。
民間保険	生命保険 損害保険 自動車保険等	利用している方	各保険会社		機関によって対応が異なりますので、それぞれの機関にお問い合わせをお願いします。
その他	その他の許可・免許・登録・認証等		各機関		機関によって対応が異なりますので、それぞれの機関にお問い合わせをお願いします。

(注)ほかにも法令等により住所変更の届出を要するもの、各団体の会員、会社、学校等で住所の変更手続きが必要な場合は、それぞれ所定の手続きを行ってください。

※登記申請書について

区画整理に伴う町名地番変更により、不動産所有者の住所が変更になった場合は、登録免許税法第5条第5号により変更にかかる登録免許税は非課税となります。登記申請書は春日井市ホームページに掲載予定であり、名古屋法務局春日井支局登記相談窓口にも備え付ける予定です。

町名地番変更証明書について

町名地番変更証明書が必要な方は、同封の証明願で都市政策課に申請してください。平成25年9月17日(火)から市役所都市政策課(9階)で発行いたします。(平日8時30分から17時まで)

なお、9月13日(金)<必着>までに提出していただいた場合は、17日(火)以降に市から証明書を発送いたします。

お問い合わせ先: 都市政策課 0568-85-6268

郵便物の配達、住所変更通知用のはがき

郵便物の配達について、郵便局への住所変更手続きは必要ありませんが、住所が変更されたことを御親戚や知人の方にお知らせください。郵便料金のかからない専用はがきと差出用封筒を市役所市民課、篠木郵便局、春日井郵便局、春日井篠木四ツ谷土地区画整理組合事務所で配布します。

(1世帯につき50枚をお渡します)

お問い合わせ先: 春日井郵便局 集配営業部 0568-81-2376

記載されている各種手続きについてのご質問は、
各問い合わせ先にお問い合わせいたします。